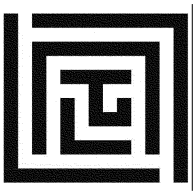
［削る］



2　基準適合証印を打ち込み印、押し込み印、すり付印又は焼き印により付する場合は、特定計量器の本体の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい部分に付さなければならない。

［削る］

3　前二項の規定にかかわらず、基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分が、適切でないと国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）又は日本電気計器検定所（以下「検定所」という。）が認める場合にあっては、研究所又は日本電気計器検定所が個々に定めることができる。

（年月の表示）

第九条　基準適合証印とともに付する法第九十六条第二項の有効期間の満了の年月の表示及び同条第三項の基準適合証印を付した年月の表示の方法は、打ち込み印、押し込み印、すり付印又は焼き印により付する場合にあっては、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第二十五条及び第二十六条の規定を準用する。

一　基準適合証印の形状は次のとおりとする。

二　前号のDは、〇・七ミリメートル以上とする。

2　基準適合証印は、法第七十六条第一項の承認の際、特定計量器に封印をすべき箇所を国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）又は日本電気計器検定所が示した場合にあっては、当該封印をするための金属片その他の物体に付するものとする。

3　基準適合証印は、前項の箇所に加え特定計量器の本体の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい部分に付さなければならない。ただし、前項の箇所が特定計量器の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい部分である場合は、この限りでない。

4　前三項の規定にかかわらず、基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分が、適切でないと研究所又は日本電気計器検定所が認める場合にあっては、研究所又は日本電気計器検定所が個々に定めることができる。

（年月の表示）

第九条　基準適合証印とともに付する法第九十六条第二項の有効期間の満了の年月の表示及び同条第三項の基準適合証印を付した年月の表示の方法は、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第二十五条及び第二十六条の規定を準用する。

2　［略］

（はり付け印による基準適合証印の表示）

第九条の二　はり付け印の形状により基準適合証印を表示する場合は、経済産業大臣が定める様式により付するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分が、適切でないと研究所又は日本電気計器検定所が認める場合にあっては、研究所又は日本電気計器検定所が個々に定めることができる。

（外国製造事業者の申請）

第十一条　［略］

2　第二条第三項の規定は、前項の申請書について準用する。

［削る］

（外国製造事業者の変更の届出等）

第十二条　［略］

2～4　［略］

5　第二条第三項の規定は、前項の届出書について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の申請書」とあるのは「前項の届出書」と、「その申請」とあるのは「その届出」と読み替えるものとする。

2　［略］

［新設］

（外国製造事業者の申請）

第十一条　［略］

2　第三条第二項の経済産業大臣が別に定める細目のある特定計量器を製造する外国製造事業者にあっては、前項の申請書に加えて同基準に適合することを証する書面を提出しなければならない。

3　第一項の申請書には、その申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が法第百一条第三項において準用する法第九十二条第二項の経済産業省令で定める基準に適合していることを経済産業大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面を添付することができる。

4　経済産業大臣が行う前項の書面に係る部分についての指定の申請に係る検査の方法は、当該書面の審査とすることができる。

（外国製造事業者の変更の届出等）

第十二条　［略］

2～4　［略］

［新設］